

議 事 日 程 (平成29年6月23日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
日程第2 一般質問
日程第3 委員会報告
日程第4 議第25号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第5 議第26号 安八町火災予防条例を廃止する条例制定について
日程第6 議第27号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算(第1号)
日程第7 議第28号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第8 議第29号 安八町農業委員会委員の任命につき、少なくとも4分の1を認定農業者等とすることの同意について
日程第9 議第30号 安八町農業委員会委員の任命同意について
日程第10 報第3号 平成28年度安八郡安八町土地開発公社決算報告について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 山中 美恵子

○出席議員(10名)

1番 西松 幸子	2番 碓井 昭夫	3番 西松 巖
4番 安井 忠	5番 小川 文雄	6番 大平 文雄
7番 岩田 譲治	8番 古澤 榮一	9番 山中 美恵子
10番 渡邊 明博		

○欠席議員(なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	堀 正	副 町 長	岡田 武史
教 育 長	渡邊 均	危機管理調整監	臼井 宏孝
建設調整監	橋本 典和	総務課長	坂 優
企画調整課長	大平 共美	会計管理者兼 税務課長	堀 芳弘
住民環境課長	吉村 等	福祉調整監	堀 隆志

福祉課長	坂	和	由	建設課長兼 SIC建設推進室長	岡	田	立		
産業振興課長	西	松	博	美	生涯学習課長	安	井	孝	行
学校教育課長	河	合	一						

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	山	田	靖	書	記	定	益	直	子
書	記	土	岐	寿	徳				

(開議時間 午前10時00分)

議長 皆さん、おはようございます。

きょうは梅雨の晴れ間ということで、とても暑くなるというような予報が出ておりますが、健康には留意していただきたいと思います。

何かとお忙しい中、たくさんの傍聴、まことにありがとうございます。議会に関心を持ってもらうということもとても大事ですので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから平成29年第2回安八町議会定例会を開会いたします。よろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第2回安八町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、4番 安井忠君、5番 小川文雄君に指名をいたします。

議長 日程第2、一般質問を行います。

質問通告により、発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いいたします。再質問は2回までといたしますので、よろしくをお願いいたします。

初めに、6番 大平文雄君。

6番 おはようございます。

きょうもたくさんの傍聴の方、お越しいただきましてありがとうございます。今まで私も真剣に一般質問を毎回重ねてさせていただいておりますけれども、特にきょうは今まで以上に熱意と真剣さを兼ね備えて質問させていただきます。よろしくをお願いいたします。

質問事項でございますが、人口減少時代の我が町の自治体経営は、安八スマートインターチェンジを起爆剤としてタイトルをつけさせていただきました。

趣旨を發表させていただきます。

我が安八町も全国的な傾向のもと、少子・高齢化、人口減少の傾向は避けて通れない深刻な問題となっています。

安八町第五次総合計画、以下、総合計画というふうに言いますが、3年目に入り、いよいよ本格的に実践の時期を迎えております。

総合計画によりますと、平成34年度の人口目標は、現状、横ばいである1万5,200人を想定されています。しかしながら、生産年齢、いわゆる15歳から64歳の年齢でございますが、平成22年の63.2%から平成34年には59.2%と大幅な減少を余儀なくされる見通しです。

また、町内の製造品の出荷額も、平成15年の1,309億円から平成24年には683億円と大きく減額となっています。さらに、製造業従業員数も、平成15年の4,252人から平成24年には2,272人と驚くほどの減少となっております。この出荷額及び製造業従業員数は、統計数字は把握しておりませんが、平成28年度にはさらに低下していると思われまます。

このような傾向は、供給力の減退や消費の減少、それに伴う市場の縮小により地域経済を衰退させます。また、高齢化により社会福祉費、医療費等が増大し、自治体行政基盤への悪影響を及ぼすことは明白であります。

これらのことから、人口減少をいかに食い止め、人口増加の促進を目指していくことがこれからの自治体経営には不可欠であり、最も重視する政策であり喫緊の課題であると思ひます。

町長の平成29年新年互礼会の挨拶の中で、安八町では念願のスマートインターチェンジの完成を見据えて、アクセス道路など整備、IC周辺の土地利用の見直し、企業誘致を計画的に進めてまいりますと述べられています。

総合計画によりますと、スマートインターチェンジ付近を工業集積、生産環境の整備を進める方針となっております。すなわち安八スマートインターチェンジの供用開始は、我が町の人口対策における起爆剤とすべきと考えています。その狙いは、究極的には税収の増加にあります。製造業を中心とした、特に大手企業の誘致、法人に係る税収の増加、労働者人口を呼び込み個人に係る税収の増加でございます。

広大な工業ゾーン地域の確保の折には、交通の利便性と豊富な水も相まって大手企業の進出は十分可能であり、大手企業独自の住宅施策も期待できる

ものと思います。

また、企業誘致は製造業に特化する必要もありません。今般、京都府の丘陵地に三菱地所のグループでございますが、27ヘクタールを購入して2023年に新東名高速道路の全線開通を機として大型アウトレットをオープンすることが決定しました。周辺には、2023年供用開始予定のスマートインターチェンジの設置が検討されています。すなわち、企業誘致は点と捉えるのではなく、面として構想を描いていかななくてはなりません。

当然のことながら、大手企業誘致には町長の率先垂範、トップセールスが欠かすことのできない重要な要素でありますし、地域住民、特に地権者の御理解を得る必要もあります。言いかえるならば、本格的な人口減少社会に向かっていく今後において、持続可能性という概念に基づく地域づくりが重要となってくると思います。活気あるまちづくり、豊かなまちづくりを標榜しながら、住みたい、住み続けたいと思っただけのまちづくりを目指しながら、生き残るといふよりも勝ち残る自治体であり続けなければならないと思います。

すなわちスマートインターチェンジを起爆剤として打ち出すことは、少子・高齢化政策の唯一無二の施策と考えております。さらに、極論すれば、町長においてはこの機会を、政治生命を賭す覚悟が必要と思われれます。町長の意欲あるお考えをいま一度お伺いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

議 長 町長 堀正君。

町 長 それでは、大平議員の質問にお答えをさせていただきます。

スマートインターチェンジを起爆剤にしたまちづくりをとの御提言を込めた御質問かと思っております。

長年の悲願でありましたスマートインターチェンジでございますが、平成29年度末の完成に向け、今急ピッチで工事が進められております。日に日に体をなしてまいります。いかにして安八町のまちづくりを進めていくか、発展につなげていくか、これからは行政としての本領が問われることになり、行政を預かる者として、熱い思いと同時に責任の重大性に身の引き締まる思いを強く感じております。

さて、大平議員が御指摘のとおり、本町でも人口減少の傾向がここに来て

あらわれてきております。直近、6月1日現在でございますが、人口が1万5,100人程に落ち込み、平成29年当初に比べまして約100人減少してきております。死亡者が出生数を上回る、いわゆる自然減でございます。また、転出者が転入者を上回る、これもいわゆる社会減ですか、こういったマイナスの要因が強くなってきております。

また、町内に新しく立地された企業さんからは、労働者不足の深刻さをお聞きすることが多く、中には事業計画の変更を余儀なくされた企業さんもございます。企業誘致しても労働者が集まらないという現象が出てきており、そもそも労働者が集まらないところに企業の進出は難しいのではと感じるところもございます。

そのためには定住人口の増加施策も積極的に講じる必要があります、大平議員が御提言されているように、住みたい、住み続けたいと思っていただけるような魅力あるまちづくりを進めていかなければならないと考えております。道路などのインフラの整備、空き家などの有効活用を含めた住宅施策や公共交通網の充実などを初め、商業的な施設や憩うことができる環境の整備も必要であると考えております。

ただいま市内で、スマートインターチェンジを活用した土地利用、安八温泉などの既存資源の有効活用について、構想を取りまとめているところでございます。この構想の中心にあるのはスマートインターチェンジであり、大平議員が御提言のとおり、まさしくスマートインターチェンジが起爆剤になるものでございます。平成32年度が都市計画の見直し新时期となっておりますが、いつまでも検討している段階ではございません。早急に構想を取りまとめ、具現化に向け進めていきたいと考えております。

大平議員が御指摘されるように、大手企業さんの事業縮小などにより、統計調査からは、製造業では従業者並びに出荷額とも大幅に減額しております。町税の予算でも、ここ2カ年は20億円を下回っております。何とかこの状況から右肩上がりに発展するよう、行政を預かる者として政治生命をかけ率先して積極的なセールス活動に取り組んでまいり所存でございます。

議員各位におかれましても、どんな情報でも結構でございますので、お知らせいただければ幸いに存じます。

以上、大平議員への回答とさせていただきます。

[6番議員挙手]

議長 大平文雄君。

6番 ありがとうございますと申し上げたいところですが、非常に落胆しておるところでございます。町長の政治生命を賭してというふうなところで、具体的な施策というようなもの、ここでは出てきてないということであります。

今、企業が進出しても従業員が集まらない、そういう後ろ向きの言葉が出てくるということは、果たしてスマートインターチェンジが町長が申し上げられてみえました夢のかけ橋になるのでしょうか。自治体みずからが、そういう考えを持っていただいたらだめなんです。

大手企業、東の企業においては社宅がもう取り壊されております。あそこに何人住んでいたか。あの方はみんなどこへ行かれたのか。南のほうの社宅は空き家同然です。この方はみんなどこへ行かれたかということを考えていただきたい。安八町1万5,000人の中で、労働雇用を確保するなんていうことは土台無理な話です。だから、外から呼び込む、逃げていった労働者をどうして安八町に呼び込んで定住させるかということ、これが最も重要なんです。

そのためには、失礼な言い方かも知れませんが、マッチ箱のような小さな企業をどんどん建てても無理なんです。やはり大手の企業で、住宅施策と一緒にやってくれる企業を誘致していくということ、これが安八町、19億台に落ち込んでいる税収が増加に転じてくる方法だと思います。

3点だけ質問していきます。

まず1点です。安八スマートインターチェンジ連結許可は25年6月11日です。ちょうど4年前です。今ちょうど4年たちました。普通ならば、このスマートインターの開発、いわゆる産業振興のプロジェクトチーム等を組んでやるべきではないかと。学識経験者、いわゆる専門の大学の教授とかコンサルタントとか、コンサルタントを使いますと少しお金が要りますけれども、なぜプロジェクトチームをつかって、いわゆるスマート担当の人だけに任せるのでなく、課内庁舎横断的にやっていないと思います、失礼ですが。やってみていたら、なぜ今現時点でそういう状況であるかということですよ。

2番目です。このスマートインター建設が決まって、私、いろいろなインターチェンジを見てきました。東海北陸自動車道、あの辺ではもう山奥に入

っていくとありませんけれども、関インターの工業団地、それから直近では6月6日、名神を下って八日市インターチェンジ、それから蒲生スマートインター、竜王、こういうところを見て回りました。これは自分1人です。八日市にはパナソニックの大きな工場があります。蒲生スマートインターには、京セラの工場があります。竜王には大きな土地開発公社が開発した土地の分譲をしておりますし、その隣に三井不動産が開発を手がけた三井アウトレットという膨大な施設がございます。

その中で、町長はどれだけ地域のそういうスマートインター、あるいはフルインターのところを視察に行かれたのか。見て回られたか、情報収集されたのか、その辺のところをお伺いします。

3点目です。現状で、町長はいわゆる南部地域のスマートインター、どういう図面を描いてみえるのか。もうそろそろ1年を切りました。その辺のところ、どういう図面を描いてみえるのか、明確な御答弁をお願いしたいと思います。

以上、3点よろしく申し上げます。

議長 町長 堀正君。

町長 大平議員の再質問に対して、お答えいたします。

3点ございました。

まず1点目でございます。平成25年の6月11日に、国交省から連結許可の認可をいただきました。私にとって忘れられない日でございます。あれから4年がたちました。その間、何をしておったのかというような御質問だと思います。

この4年間、それ以降、本格的に用地交渉に入ってまいりました。この用地交渉も、昨年5月に工事の着工式が行われました。その直前まで、この用地交渉に当たってまいりました。

そしてもう一つは、この認可をいただいた以降、軟弱地盤対策で新たな工法の検討がどうしても必要だということに入ってまいりました。この4年間、その対応中心でこの事業を進めてまいりました。なかなかその先を見据えての取り組みというのは、残念ながらできてきておりません。

今、いろいろな方からアドバイスもいただいております。今後、専門的な方々のアドバイスもいただきながら、これからの活用につきまして考えてい

きたいと思っております。

2つ目の先進地視察でございます。

大平議員みずからいろいろな先進地、スマートインターチェンジ、そして大規模な開発の関係、みずから視察をされこうした形で我々に提言いただいていることに対しまして、心より感謝、そして敬意を表したいと思っております。

なかなか私自身そういった現場を、先進地を見に行く機会は今までございませんでした。いろんな情報は入手はいたしておりますが、やはり現場でじかにそういったものを見ることは大切でございます。今後、そういったところに足を運んで参考にしていきたいと考えております。

3点目につきましては、これからのまちづくり、このスマートインターチェンジを起点といたしまして、以前からスマートインターチェンジ三位一体で取り組むということでお話をしておりました。スマートインターチェンジの建設、そしてアクセス道路の整備、そして土地利用の見直しということで進めてきました。

いよいよこの完成を間近に控えまして、今後は平成32年の土地利用の見直しに向けまして、これから本格的に検討を進めていくところでございます。これも大きな事業でございます。決して先走ることなく、地元の方とよく協議しながら慎重に進めていきたいと思っております。その先には企業誘致がございます。これも並行して進めてまいりたいと思っております。非常に厳しい環境の中で、こういったものを模索していくことになります。

いずれにしましても、私は少子化対策の特効薬はないと思っておりますが、やはりその中でも雇用の場を確保していくのが何よりも大切だと思っております。これが究極の少子化対策だと私は思っております。そういった中で、さらに子育て、そして教育環境の整備をしていく。そして、交通アクセスの整備をあわせてしていくことが大切だと思っております。そういったものを一体的に取り組みながら、これからの将来を支える若い人が安八町に住みたいと、住んでいただけるようなまちづくりを進めていきたいと思っております。

いずれにしましても、これからはスマートインターチェンジ、今までは建設が目的でございましたが、これからはこれをどう生かしていくかが大切で

ございます。今までは夢のかけ橋でございました。これからは夢へのかけ橋、これを手段として安八町のまちづくりに活用していきたいと思っております。

以上、大平文雄議員の再質問に対する回答とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

議長 大平君。

6番 十分な答弁とは、私の思いとは多少違いますけど、これ以上質問しません。とにかく後ろ向きな考えだけはやめてほしい。先ほど言われたように、企業を誘致しても人が集まらない。じゃあ人を呼び込むと、安八に住んでいただく。企業ごと全部、社員ごと安八町に呼び込む。四千数百人から2,000人ちょっとに、2,000人以上減っているんですね。だから、そういうことを考えてやっていただきたいと思うんです。

それから、安八温泉のことが出ましたが、また安八温泉は別問題なんですね。むしろ、それから地味な考えは、先ほど答弁にもありましたように、空き家対策とか云々とあります。空き家対策はいわゆる移住・定住化のツールに使うということとか、地域コミュニティーの場所に使うとか、やはりこれも170件ぐらい空き家があると、そういうような状況の中で、これも別に切り離して真剣に取り組んでいただきたいと思います。

とにかく南部の開発をいわゆるコンペ方式でやるとか、町単独でやるとかいろいろな方式がありますけれども、やはり私も含めて素人なんです、はっきり言って。素人だけでなかなか手がけられる問題じゃない。いろいろな知識人に相談しながら、アドバイスを受けながらやっていくということが最も重要です。

とにかく町長の言われておる夢で終わることのない、本当に夢で終わってしまったら何にもできない。やはり孫の世代、ひ孫の世代にとっても本当に安八町が活気ある、小さくてもきらりと光る町というようなことを町長も言われてみえましたけれども、そんなようなことを特に望んで、頑張っていたきたいと思います。我々もできる限りのお力添えをさせていただいて、汗をかいてフォローできる場所はしてやっていきたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。答弁は要りません。

議長 続きまして、7番 岩田讓治君。

7 番 ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、私は給食は教育ということで、その認識はあるのかどうかということにつきまして、教育長さんにお尋ねをしたいと思っております。

また、きょうもたくさんの傍聴の方、御来場いただきましてまことにありがとうございます。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは質問させていただきます。

この6月は食育月間ということでございます。食べることは、人が命をつないでいく上において極めて大切なことだということは言うまでもございません。このことを子供のころから、いろんな角度から教えていくことがとても重要ではないかなというふうに思っております。

平成17年6月に、この食育基本法ができました。安八町でも、平成23年に食育推進計画が発表をされたところでございます。

一般的に言う食育と申しますと、学校の給食の時間で給食をただ食べる、あるいは健康のお話、あるいは栄養、そして時には稲を植えたり芋を掘ったりとかそういうこと、また生産者の方のお話を聞くと、こういうことがよくどこの学校でも一般的に行われるというのが食育と一般的に言われることではないかなというふうに思っております。

がしかし、町の食育推進計画の中には、もっともっと幅の広い食育が書いてございます。例えば、乳幼児の離乳食のつくり方も食育の中に入っております。食生活、食習慣、そういうこととか健康、栄養、そして過度のダイエットの危険性、朝食抜きの弊害、はたまた肥満、メタボ、それから食料問題、環境問題、大変広い意味で書かれております。

しかし、きょうこの一般質問では、食育の基礎を学ぶ義務教育の中の、学校給食の中での食育についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

学校給食制度が全国的に整備されましたのは、昭和21年でございます。そして29年に学校給食法が制定をされまして、その中で給食は教育であるというふうに位置づけられております。栄養管理による健康の保持増進と病気の予防、栄養の知識、食事の訓練と作法、偏食の矯正、調理場の衛生など、今に引き継がれております。

安八町では、学校給食、一番最初に牧小学校が昭和30年から、32年には名森小、結小、そして登龍中学校が開始をされました。最後に東安中学校が34

年から給食が始まっております。

学校給食の時間は、4時間目と5時間目の間の45分、中学校ですともう少し短いんですけども、この中で配膳をし、食べて後片づけ、そして先生のお話を聞くと、こういうことが今行われております。しかし、なかなか子供たち、余裕を持って楽しく食べる、こういう時間が本当にこれであるのでしょうかということでございます。

給食の時間だけでなく、教科としての食育の時間も大変少なく、学校給食法の言う給食は教育にはほど遠いものがあるように思いました。これについていかがでしょうか。各校でそれなりの工夫はされておるとは思いますけれども、現状を教えてくださいなというふうに思っております。

一方、これにかかわる先生が、県から派遣されております栄養教諭の先生1人、それから栄養職員の先生が1人、この2人で各学校を回っておられるということでございます。2人で、これで本当に安八町の全学校の教育ができるのかどうか、これにつきましても各学校でいろいろと知恵を出していただきまして工夫されていると思っておりますけれども、現状はいかがでしょう。

また、食育に関しての全国共通の指導書と申しますか、マニュアルと申しますか、教科書がないわけです。これは各自治体の担当者、つまり栄養の先生方が自分でつくらなきゃいかん。オリジナルの教材をつくって、そしてこれを実践しておるわけですけども、実践研究の情報不足、あるいはマンネリ化、こういうものが心配されるところでございます。

つまり、食育の時間は大変少ない、先生も少ない、教材も統一されたものはない、ないないづくしのもので、果たしてこれで教育と呼べるものにはほど遠いんじゃないかなというふうに思っております。このあたり、よろしく御答弁をお願いしたいと思います。

最後に、これから大変暑くなってまいります。学校給食の衛生面についてお願いでございます。

数年前、県下のある給食センターでコバエが大量に発生いたしまして、パンに付着しておったと、こういうことが新聞報道されました。給食センターでは、コバエは毒ではないので払ってどけて食べてくださいと、こういう指導だったというふうに新聞に書いてございました。安全を確保する上で、また給食を提供する者において、大変意識が低いのではないかなというふうに

思っで読んでおったわけでございます。

こういうことのないよう、食べることに抵抗力の弱い子供たちのためにも、十分このあたりを御注意いただきまして、衛生管理を今後しっかりと進めていただきたいということでございます。

教育長さんの食育に関してのお考え、そして今申し上げましたるるの質問に対して御答弁を賜りたいと思っております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 教育長 渡邊均君。

教育長 岩田議員さんの食育についての御質問にお答えします。

食は大気同様、それが生きるための目的ではないものの、肉体の健康維持にとって欠くべからざるものであると考えます。特に給食は、バランスのとれた栄養源となる食事の提供にとどまらず、食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身につけて、生涯にわたって健康な生活を送る児童・生徒を育成する重要な場だと認識しております。

まず質問項目1. 楽しく食べる時間の確保についてお答えします。

学校の給食時間は、小学校で40分間か45分間、中学校で35分間が日課表に位置づけられております。担任教諭は、配膳、片づけ時間の短縮に努め、児童・生徒が連携しながら段取りよく効率的に進めて、楽しい食事時間を十分に確保できるよう主体的に取り組む指導をしております。十分な確保には至っておりませんが、食事時間の20分間か25分間に歯磨きの時間等も加えて延長することで個人差に対応し、少しでも長い食事時間になるよう工夫している学校もございます。このような中、食事の遅い子、早い子への個別の配慮もしており、おおむね楽しく食事をする時間の確保はなされていると聞いております。

次に、質問項目2. 食の指導内容と指導の現状についてお答えします。

食の指導は、各学校の給食主任が年度初めの職員会で、手洗い、配膳等の給食指導の進め方に加え、アレルギー等の給食管理や教科、道徳、特別活動との関連などを系統的、横断的にまとめた食に関する指導の全体計画などを作成して提案説明し、全職員で共通理解を図っております。

それを受け、教科の授業時間としては、小学校家庭科で御飯とみそ汁の調理という題材など、年間20時間ほどの食に関する授業が位置づいています。

学級活動の時間には、例えば担任が養護教諭と協力して発育測定とかかわらせた朝食と運動の指導をしたり、学年集会で、担任、栄養教諭、養護教諭がチームを組んで、朝御飯メニューを考える授業指導をしたりしております。

毎日の給食時間には、担任が栄養教諭から提供される月別の食に関する指導資料をもとに、旬の食材や地元食材の紹介をして、食生活への関心を高めたり、配膳、返却方法といったルール指導及び会話のための話題提供等をして、望ましい食習慣を育成したりしております。

また、栄養教諭と栄養職員が分担して、毎日順番に訪問し、担任にかわって教室巡回や校内放送によって紹介や指導をしております。さらに栄養教諭は、食材を地元や県内から仕入れる地産地消を積極的に推進しております。献立についても、国際化が進む中、グローバルな食文化に触れる国際色や季節感あふれる入学お祝い献立などの行事食を準備し、豊かな食生活の創出に工夫を凝らしております。学校だけではなく、PTAや家庭教育学級主催で給食試食会、親子クッキング、給食ができるまでという栄養教諭による講演などが実施され、保護者、家庭と連携した指導もなされております。

今後は、誕生してからの食習慣の基礎が形成され、世代を超えて引き継がれていくのは家庭での食であると捉え、PTAの協力、保護者の理解を得ながら、触れ合いを大切にした親子の豊かな食となるよう、学校を通じて家庭と連携した取り組みの啓発を図っていきたいと考えております。

最後に、御指摘いただきました異物混入については、万全のチェック体制を整えた衛生管理により、健康被害をもたらす事案が発生しないよう、予防、改善に努力してまいりますとともに、残量の減少を実現しながら、おいしい給食の提供の継続に努力してまいります所存でございます。

以上、岩田議員の御質問への回答とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長 岩田讓治君。

7番 どうもありがとうございました。

大変具体的な項目を入れていただきまして、わかりやすい御答弁ありがとうございました。

学校の先生のお話ですと、安八町の給食は大変おいしいということは前から聞いております。よそのまちから赴任してこられた先生初め、いつも多く

の先生方がそういうふうにおっしゃっていただきまして、そういう点は私も安八町民の一人として大変うれしく思っておりますし、今後とも続けていただきたいと思っております。

そういう中で、食べるということは、今教育長もおっしゃったように、空気みたいなもので、あって当たり前、食べて当たり前という感覚が日本人は多いんですね。とにかく食べればいいんだと。忙しいからすぐ食べる。食べることで体が何か目的で、それほど深くは考えないというところが昔からあるようでございます。よそへ行きますと、食べる時間をみんなで、隣近所一緒になって一つのテーブルを囲みながらわいわいがやがや食べるというのが多い、そういうものにかかる時間が多いということでございます。

ぜひとも小さいころからそういう時間を設けられるような、そういう雰囲気といいますか、習慣をぜひ子供たちにもつけて、食事をするだけじゃなしに人間関係もそういう中で深く理解をしていく、そして住みやすいまちをつくっていくことが、そういうものの基礎になるんじゃないかなというふうに思っております。

ぜひとも今後とも今の現状をきちっと御確認いただきまして、進めていただきたいというふうに思っております。お願いでございます。

これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 続きます、1番 西松幸子君。

1番 私のほうから、2点質問させていただきます。よろしく願いいたします。まず初めに、避難所開設マニュアルの早期作成をについて伺います。

最大震度7を2度観測した熊本地震から1年、関連死を含めて250人が犠牲になり、被災者支援のため多くの専門家が現地で支援してきました。

飛騨市の保健師さんは、避難所には大勢の人が寝泊まりしていますので、食中毒やノロウイルスが広がったところもあり、消毒液を置く場所、ごみの分別や処理、体調が悪い人を早期に見つけ別の場所に移すなど、予防対策の重要性を指摘され、避難所の運営を具体的にイメージし、事前に計画を立てて訓練することが大切と訴えています。

本震から9日後から6日間、益城町を中心に活動した医師は、現地の避難所では当時間仕切りがなく、感染症を患った被災者がいたら危険だった。衛生に配慮したレイアウトや、感染予防の注意点をまとめた避難所開設マ

マニュアルをつくっておき、各所に置くべきだと提案しています。

先月、5月9日、災害時応援協定が西南濃6町で結ばれました。協定では、災害時に相互に食料や生活必需品の提供、職員の派遣、被災者の受け入れなどを必要に応じてすることが定められています。そうしたことから、そのときどう備えるか、多岐にわたりますが、今回、避難所の衛生面について伺いたいと思います。

専門家が提案している避難所開設マニュアルの早期作成が必要であると考えます。安八町では作成してあるでしょうか。

2番目に、入学準備金は入学前にこそ支給をについて伺います。

就学援助は、小・中学校の子供がいる家庭で経済的困難があるとき、学校に係る費用を市町村が支給する制度です。就学援助のうち、新入学児童・生徒に対する入学準備金の支給を入学時に間に合わせる自治体がふえてきています。

就学援助は、一番お金が要る時期にこそ支給するべきではないでしょうか。神戸町では、29年度から実施しています。子育て支援に力を入れている安八町でも実施すべきではないでしょうか。

また、就学援助について、保護者への広報はどのようにしているのでしょうか。就学前健診時にお知らせしたらどうでしょうか。

以上のことについて、担当長にお伺いしたいと思います。よろしく願いします。

議長 総務課長 坂優君。

総務課長 西松幸子議員の、1つ目の避難所開設マニュアルの早期完成をの御質問につきまして、回答をさせていただきます。

町の避難所開設マニュアルは、平成24年2月、安八町避難所運営ガイドラインとして策定しております。これは平成23年11月、県が県内市町村で避難所の運営に関するマニュアルの策定を推進するため避難所運営ガイドラインが提示されたものを受け、町として避難所管理責任者並びに配置職員等が適切な避難所の運営ができるよう策定したものでございます。

その後、県では平成28年、熊本地震を初めといたします近年の台風や集中豪雨によります大規模な風水害などの教訓をもとに、岐阜県避難所運営ガイドラインが本年の3月、改訂がなされました。

この改訂によりまして、衛生面では、トイレの確保としてノロウイルス等の感染症だけでなく、トイレ敬遠によります健康被害防止のためトイレ環境の早急な整備、ごみの臨時集積所の設置及びごみの排出ルールの確立、避難所の健康管理のため、感染症等への予防対策としてマスクや消毒液、使い捨てビニール袋の備蓄、配置、配布、外出から戻った際やトイレ使用後の手洗い時の消毒用アルコール使用の徹底、感染症患者用の別室及び専用トイレの設置、高齢者や女性、障害者に配慮されたスペースが確保された避難所の標準レイアウト図の例が示されているなど、議員御指摘の事項も含まれているものと考えております。

これらは、地域住民を主体といたしました避難所運営がイメージできる実用的なガイドラインをコンセプトといたしまして改訂されたものでございます。これを受けまして、町のガイドラインも改訂いたしましたして、防災訓練等の機会に避難所開設訓練を取り入れ、普及に努めてまいりたいと考えております。

以上、西松幸子議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長 続きまして、学校教育課長 河合一君。

学校教育課長 西松幸子議員の2つ目の御質問、入学準備金は入学前にこそ支給を
について、お答えします。

1点目、入学準備金につきまして、学校教育法第19条の規定により、当町におきましても要保護者、生活保護受給世帯への援助ですが、現在、当町では該当ありません。町の援助額に対し、一部国庫補助がございます。

また、準要保護者、ひとり親家庭などの経済的支援が必要な世帯に対し、就学援助費の一部として新入学児童・生徒学用品費を支給しており、当町を含む多くの自治体が小学校及び中学校のそれぞれ入学した年度の1学期末に支給しているところでございます。一方では、議員御指摘のとおり小・中学校の入学前に支給している自治体の例もございます。

このような中、国では本年3月末、国庫補助事業である要保護者に対する新入学児童・生徒学用品費について、平成30年度入学児童・生徒から入学前支給ができるよう要保護児童・生徒援助費補助金交付要綱の改正がなされたところでございます。

就学援助の認定は、当町では通常、保護者の前年所得が確定した6月に行

っておりますが、新入学児童・生徒学用品費を入学前支給する3月ごろには保護者の前年所得を確認することができないこと、また支給後に保護者が町外へ転出した際の返金対応をどうするかなどの課題があり、検討を要しておりました。

しかしながら、このたび国の補助金交付要綱が改正されたこと、小・中学校の入学の際には、通学かばん、制服や体操服など一時的に多くの費用が必要となることから、必要な時期に必要な支援ができるよう、近隣市町の状況も確認をとりながら入学前支給の実施に向けて前向きに検討してまいりたいと考えております。

2点目、就学援助の保護者への広報につきまして、小学校において2月開催の新1年生入学説明会の折、保護者に本制度の案内を配付しております。

また、福祉課においては、児童扶養手当の申請の際、ひとり親家庭になったときの手続という案内を配付しておりますが、そのほか受けられる支援の一つとして、該当の方に本制度の周知を図っていただいております。さらには、学校、教育委員会、福祉課が相互に連携を図り、該当と思われる方が発生した場合には、個別にきめ細かな対応を図っております。

今後、新入学児童・生徒学用品費の入学前支給を決定した場合には、議員御指摘のとおり、10月開催の就学時健康診断の折に本制度の周知を図ってまいります。

以上、西松幸子議員の質問の回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 西松幸子君。

1番 ありがとうございます。

避難所開設マニュアルにつきましては、熊本地震の教訓から安八町でも本年3月に改定されたということですので、これからは避難所開設の訓練を、具体的に計画を立ててやっていただきたいことをお願いいたします。

入学準備金の入学前の支給につきましては、この6月議会で揖斐川町と大垣市でも取り上げられました。揖斐川町では、来年度から実施されることになりました。大垣市では、前向きに検討していくという答弁でした。

安八町におきましても、入学前支給の早期実施をお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 答弁はいいですか。

1 番 はい。

議長 ここで暫時休憩をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(午前11時00分 休憩)

(午前11時10分 再開)

議長 休憩を閉じ再開をいたします。

3 番 西松巖君。

3 番 ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、質問に入らせていただきます。

今回は消防関係で、私の地元の消防団OBの方や地域の方々からの要望を含んだ質問となります。

第1点は、第3分団2部の消防車庫の隣に駐車場がないことです。

本年度より、第3分団2部は中地区が合流し、中、南條、善光、外善光の4地区が担当となりました。火災発生するとき、車で駆けつけ、消防車の出動となりますが、現在、駐車スペースはゼロであります。最低、五、六台のスペースは必要と思われまゝ。また、消防車庫は何十年も経過しています。ぜひ駐車場を含めた再整備を早急にお願ひしたいと思ひます。

第2点は、今年4月より消防団員の新旧入れかえがありました。今年の入れかえで、今までにない事態となり、不安が生じました。それは、新団員11名が会社員であるということです。つまり、平日昼間に火災が発生したときに、第3分団2部の団員が一人も地元にはいないこととなります。

私も今までに南條地区のみで6件の全焼火災を見ている。そのうち4件が昼間で、2件が夜でした。今、第3分団2部の管轄で、平日昼間に火災が起きたら消防車が出動できないのではないか。地区の皆さんから、地元消防団が不在のときには自分たちで自衛しなければならないが、安八町は現状をどのように捉えているのか確認してもらいたい。特に、南條は家の数も多いが、幸いに、安八町により今日に至るまでに消防法で決められた防火水槽、消火栓、ホース格納庫など、ありがたいことに消防施設整備ができています。その活用方法について、安八町がどのように想定しているかを聞いた上で、地元防災意識を高めるようにと多くの方から進言をいただきました。

また、地域の消火設備がどのように整備されているかと尋ねられたとき、

私も防火水槽ぐらいはわかっていたのですが、消火栓、ホース等までは把握していなかった。消火栓、ホース格納庫ぐらいは調査しておくべきだと思い確認しました。

前年度まで、第3分団2部の部長より、防災消防資料に基づき全箇所確認してきました。皆様のお手元のこの資料であります。これにより消防施設整備の全容が確認できました。しかし、消防団がいなければ使えないようでは、宝の持ち腐れだとも感じました。

この資料を見ながら、ふと、いざというときにはホースを取り出し、消火栓に接続するぐらには消防団から少し指導・訓練を受ければ何とかなるのではないかと思いました。また、2年、3年置きに消防団の指導・訓練を続けていけば、消防意識が地域の人々に深まっていくと思います。やはり安八町の消防団との連携は不可欠と判断した次第です。

それでは、以下3点についてお尋ねします。

1. 第3分団2部の団員11名、全員会社員ですか。
2. 第3分団2部、団員がいないときの平日昼間の火災の対応について、消火体制は図られていますか。
3. 第3分団2部、団員が不在のとき、地元の人々の消火活動などの範囲について御教示ください。

以上、わかりやすくお聞かせください。以上で質問を終わります。

議長 総務課長 坂優君。

総務課長 西松巖議員の御質問につきまして、回答をさせていただきます。

第1点、駐車場の件につきましては、地区との調整を図りながら前向きに検討をさせていただきます。

第2点の①、第3分団2部の団員の就業形態につきましては、11人中10名が被雇用者、1名が自営業です。

②につきましては、火災発生時に出動ができました部が消防署と連携いたしまして消火活動等に当たることとなります。消防団全体で対応するものとしております。第3分団2部に限らず、特定の部の応援体制等は定めておりません。

③につきましては、団員が不在か否かにかかわらず、地元の方々の消火活動の範囲につきましては消防署や消防団が火災現場に到着するまでの間、議

員が本日の資料として提出されておられます資料のほうにも記されております初期消火用の施設を使用しての初期消火に努めていただくことや、火災現場や水利への誘導、交通整理等、消火活動がスムーズに行えるよう御協力をいただけると幸いです。

ただし、消防団と同様に、身の安全確保を第一としていただいた上での活動や御協力をお願いするものでございます。

この②、③の中には、我がまち、我が地区の消防団は、平日の昼間に火災や災害が起こったとき十分な活動ができるのか、地域住民が期待する安全・安心に十分に応えられるのかという問いかけから、困ったことがあったら協力するが、何かできることはないのかとの熱い思いを持った地区の方々から寄せられる声であると受けとめております。

これには2つの課題があると考えております。1点目は団員確保の困難さ、2点目は消防団を核とする地区防災組織との連携、そして充実です。

1点目、安八町においても消防団員を取り巻く社会情勢や就労環境等が大きくさま変わりしております。そのため、団員の確保が非常に厳しくなっております。さらには、町全体の就業構造といたしまして、被雇用者のいわゆるサラリーマンの割合が高い状況の中で、消防団の活動に出やすいと言われる環境にある人材をどのように確保していくかということは大きな命題でございます。

これを解消していくためには、住民一人一人の消防団活動に対する深い理解が不可欠でございます。行政側からの働きかけだけではなく、地域の方々からも声を上げていただくことが重要と考えます。地域の安全のため、地域を代表して活動できる消防団員の育成に温かい御支援と御協力をお願いするものでございます。

2点目、地域住民みずからが我が家、我が地区の防災はいかがしようと考えまして防災活動の企画運営を行います自主防災組織の立ち上げが必要と考えます。

その自主防災組織には、消防防災に対して熱き思いを持たれた方々に参画していただきまして、初期消火訓練を含む自主防災訓練を実施していただきたいと考えます。その中で、初期消火設備を初めといたします消防防災の設備や消防団の活動に理解を深めていただくと同時に、地域の防災力が向上す

るものと考えております。この自主防災組織と消防団との関係が深まり、相互が連携を強化することで消防団員が手薄となります昼間の活動体制を自主防災組織が補助できる仕組みづくりが検討できるものと考えます。

幸いに、町内にはそういった活動を始めておられます地区が何地区かございます。町内の全ての地区でそういった活動が行われていくよう、これより努めてまいります。

以上、西松議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長 西松巖君。

3番 今、総務課長の答弁の中で、第1点、駐車場の件に関しては、本当にあっという間に答えを出していただきました。ありがとうございます。地区との調整を図りながら前向きに検討するという事で、早速、私ども地区の皆さんにこういうことが総務課長からいただいたよと言えることになりました。

第2点目の件については、1番、2番、3番、3つありますが、ちょっと私と総務課長の間にずれがあるような気がします。

これは関係ないんですけども、第1点、団員11名全員会社員ですかということに、10名が何ですか、被雇用者。申しわけない、私、生まれて初めて被雇用者ということを知りましたので、これは関係ないんですが、会社員と解釈させていただきます。10名が会社員で1人が自営業。その自営業の方も自分のうちで事業をしてみえるのではなく、外交の仕事をしておられるということで、10名の会社員よりもさらに自宅に見える時間が少ないというようなことも伺っております。

それから、2番目の第3分団2部の団員がいないときの平日の火災の対応についてという質問に対して、課長、何ですか。ちょっと今メモをしておいたんですけども、消防団全体で対応するから、第3分団に限らず特定の部の応援体制は定めていませんとは言われましたが、冗談じゃないよ。これは定めてもらわなきゃ困る。執行部の基本対策が何もできていない。団員がいないときの対応ということは定めてもらわなきゃ困ると違うのか。

特に、今安八町で110人ばかりの団員が見えますが、そのうち約80人ぐらいがたしか会社員じゃなかったですかね。そうすると、残っておるのは、安八町の職員10人と、残り20人ばかりが何とか対応できる体制にあると。そん

なような状態で、お互いの応援体制ができておらんというのは、これは困る。これは何が何でもつくってもらわなきゃいかん。

極端なことを言いますと、わかりやすく言いますと、例えば南條で火事があったと、消防車の目と鼻の先に火事があったと。団員がいないことはわかっておる。そうすると、消防車を出させる人がいないこともわかっておる。ところが、応援体制ができておらんから、あるいは牧とか名森だとか、結地区の消防車の方が応援してきてくれた。結果的に、最後まで目と鼻の先の第3分団2部の消防車は倉庫の中に入ったままだったと、こんなことが実際に起きたら、これは誰の責任になるのか。第1番に我々町会議員の責任になります。

いないことはわかっている。そのときの対応をしてほしいと頼んでおるのがこの質問であります。それができていないなんていうのは、情けないことはあかん。何が何でもこれはつくっていただきます。これは私の地区だけではない。議会議員10人全員の問題でもあります。火事のすぐそばの消防車が動かなんだというようなことは、理屈抜きで地区から何を言われるかわからん。ぜひこれだけは、役場10人の消防団で応援するかどうか知りませんが、少なくとも南のほう、南條とか、特にもう一つ南の中地区に火事が起きたときは、一番近いのが第3分団2部の消防車です。中、南條、善光、外善光をカバーしておるのが第2部の消防車です。その消防車がすぐそばにおいて出動できなかったというようなことは、理屈抜きだ。そうでもないのに、冒頭にも申しましたけれども、地区消防団のOBから、地区の皆さんから、会社員ばかりやが会社員がいないときはどうするんやと。対策立てなあかんやないかと言われておるのに、対策がなかったなんていうようなことは、これは何が何でもやっていただきます。

それともう一つ、3点目ですけれども、総務課長、第3分団の団員が不在のときの話をしているんであって、団員の確保とか社会情勢とか労働環境などという不在になった理由を聞いているんじゃない。そんなことはもうわかっている。

いないからどうするんかということであって、私の答弁のイメージとしては、幸いにも、私の感覚で言えば、この資料がある。これは安八町の、また第3分団2部の宝であります。これをすぐ使って、消防車が来るまでに使え

る体制を整えてもらいたいというのが趣旨であります。

私個人的に言えば、まずとりあえず有志の方に集まってもらって、とにかく消防団がないんですから、集まってもらって、我々だけでやろうじゃないかと。それには消防団からホースの取り扱い、消火栓の取り扱いを訓練して、一度教えてもらいたいというようなことから初めてもらおうかなあと思っておったやさきなんですけれども、答弁の中には何も答えがなかった。

改めて要請します。これは応援体制を確立するということを強く願って、私の質問を終わります。答弁は結構です。

議長 続きます、最後、小川文雄君。

- 5 番 質問に入る前に、議長さんをお願いをさせていただきますが、発言通告の内容に極めて関連の深い出来事が起きましたので、追加の2点ぐらいを通告なしで質問させていただくことをお許しいただきたいと思いますが。

議長 はい。

- 5 番 ありがとうございます。

連携中枢都市構想という国の今政策がございます。それに関する質問をさせていただきますということで通告させていただきましたが、けさほど、それに関する重大な記事が新聞に載りました。

端的に申しますと、中核都市である岐阜市が中枢都市となって、その周辺の市町村と連携をしながら、趣旨としましては人口減少あるいは人口流出を防ぐための諸施策をするという構想でございますが、その構想の中に安八町が、一月前の新聞によりますと参画するということで進んでまいりましたところ、けさほどの新聞は、見送るという内容の記事が載りました。御存じの方はもう御存じだと思いますが、どこの新聞で、誰が書いたということはあえて申し上げませんが、この件に関して2点ほど質問をさせていただきます。

まず1点は、その新聞記事の内容に信憑性があるのかないのか。正しいのか正しくないのかという点でございます。もう一つは、なぜこのタイミングで新聞に載ってしまったのかというこの2点でございますが、追加の質問とさせていただきます。

そもそもこの構想は、先ほど言いましたように国の政策の目玉でございますが、既に17都市で連携をしているという実績がございますが、岐阜県の場合、岐阜市がその中核都市の、全国で61あるそうですが、その中の一つとし

て岐阜市があるということで、2年ほど前から検討されておるということで進んできた事業でございますが、私どもが耳にしましたのは、前々回の議会の全員協議会で事務局から資料を提出していただきました。それで、そのときには参加をするというお話でした。前回の全員協議会でも、私がこれから申し上げるいろんな疑問やら心配事があるんで、もっとゆっくり考えてもらいたいということをお話をさせていただきましたが、町長さんは何か得るものがあるからぜひとも参加してそれを見つけていきたいというお話でございました。けさになって、見送るということでございます。

ということで、何が心配かといいますと、中核都市岐阜市が中枢となって周りの市町村と連携するんですけれども、どうしてもその関係については岐阜市がイニシアティブをとって周りの市町村をリードしていくという制度そのものの形があります。したがって、結果的には岐阜市が主で周りは従と。安八町がそこに参画をすると、岐阜市が主で安八町は従と、要するに主従の関係がそこに当然出てくるということで、できるだけ岐阜市だけが、言葉は悪いですけど、活性化をしていい目に遭うが、周りはそれなりの効果も余りないのではないかとということでございます。

そういう心配から、もう少し真剣に考えてほしいですよというお話をさせていただきましたが、この主従の関係の弊害につきましては、国の総務省の担当の課長さんも、地方からそういう意見が出ておると。そういう心配まであるということは既に御承知なんでありまして、私みたいな浅学な者がぱつと見て考えたその心配事を、既に制度をつくっておみえになる国の担当課長さんが心配しているというぐらい心配な制度といいますか、事業なんでございます。

たまたまその条件に見合うのが、今度の場合は12市町あるそうですが、5市町についてはもう参加しないということで今まで進んできておりますが、やはり主従の関係で二の足を踏んで見えるのではないかなあというふうに、これは私の勝手な推測であります。そういう意味で参加を見合わせてお見えになるのではないかなあということでもあります。

安八町は西濃圏域にありまして、西濃圏域で該当するのが3町あります。揖斐川町と大野町と安八町です。その3町ありますが、この条件というのは岐阜市に通学・通勤している人口が10%以上であるというのが前提ですけれ

ども、安八町は十二、三%あるんですかね。該当するというので、該当するんで参画できるんですけれども、くしくも西濃圏域にある安八町でございますので、何かと西濃圏域で仕事が今まで進んできた。広域連合もありますし、事務組合もありますし、そういったことで西濃圏域の市町村と連携を図りながら今まで来たということでございますが、岐阜市との連携になりますと、その流れに逆らうというようなことになりはしないかと、そういう心配を私はしておったんです。

たまたま揖斐川町も大野町も参加を見合わせるという前々からの情報でございまして、安八町はその中で参加するというお話でしたので、ますます心配をしておったわけでございますが、この新聞情報による参加をしませんということが本当なら、こういったことはマスコミさんが私の疑問にお答えいただくというのは甚だ変な話でありまして、町長さんがこの議場ではっきりと返答していただくというのが本意ではないかなあというふうに思いますので、あえて新聞記事は置いておきましてお尋ねするわけでございますが、この構想に参加するメリットは何ですかと。デメリットはないんですかと。それから、多分、恐らくこういったものに参画すると過度な事務負担やら経費負担を強いられることになるのではないかなという心配、そういったものがございます。

それと、人口減少あるいは人口流出防止というのが名目ですが、やることは一般の活気あるまちづくり、魅力あるまちづくりのための施策を並べるといってございまして、そういったものの中で連携を図っていくことのできる事業が果たして安八町でいう第五次総合計画の中にあるのかなのかということ、そういったものを利用して安八町が新しいまちづくりをするに本当に役に立つかどうかという心配もあります。

ですから、この点について町長さんにお答えをいただきたいんですが、冒頭の新聞記事の信憑性も含めてここできちっとお答えをいただきたいということで、通告の原稿とは随分変わった勝手な発言をしましたが、趣旨はそういうことでございまして、御答弁のほうよろしくお願いをいたします。

議 長 町長 堀正君。

町 長 それでは、小川文雄議員の連携中枢都市圏構想に関する御質問につきまして、お答えをさせていただきます。

議員から御指摘のように、我々もきょうの地方紙の記事を見まして大変困惑をいたしております。安八町の参加見送りという見出しのもとで、町民から問い合わせが相次いだなどと新聞記事には書かれております。参加の見送りの含めまして、これは事実とは全く異なるものでございます。町民からの問い合わせは1件もございません。大変困惑をいたしております。内容が正しいのか正しくないのかといいますと、これは事実誤認でございます。正しくないと考えております。

なぜこのタイミングで新聞に出たのかということで、これも御質問がございました。これは先般の議会の初日の全員協議会におきまして、この連携中枢都市圏構想の関係を執行部側から説明をさせていただきました。そのときの小川議員からも、本当にいろいろな御意見をいただきました。

そういったものも踏まえまして、我々その後検討させていただきまして、少しこれに参画する姿勢を、どちらかといいますと我々は性急に事を進めていた嫌いもございます。やはり性急に物事を進めますと見落とすものもございますし、そういったことからこの参加の姿勢につきまして、これは最後のほうで説明させていただきますが、変えさせていただきました。大きな方向は同じ方向を向いておりますが、その姿勢につきまして変えさせていただきました。そのことを岐阜市とも協議をさせていただいております。それがなぜこのタイミングで出たかということ、この直接的な理由はわかりませんが、そういったものが背景にあるのではないかなと思っております。

それで、この御質問に対しまして、全般的に回答をさせていただきたいと思っております。

小川議員から、いろいろな御懸念される点につきましてお話をいただきました。その点につきましても、我々といたしましても理解しておるところでございます。国が進めておりますこの連携中枢都市圏構想、この要綱がありますが、その中でこういった御懸念の関係は、次のように読み取ることができると考えております。

1点目の中枢都市だけが活性化するのではないかという御懸念、これに対しましては、中枢都市が経済を牽引していくことは近隣市町への波及効果を通じてこの圏域内の経済循環が高まり、ひいては圏域全体の活性化や魅力の向上につながると考えられております。

2点目の合併の火種になるのではに対しましては、推進要綱に、当構想は地方自治体が柔軟に連携し、地域の実情に応じた行政サービスを提供するためのものであり、市町村合併を推進するものではないと明記をされております。連携市町の独自性を担保しつつ、圏域の活性化と地域の実情に応じた住民サービスの維持・充実を図るために柔軟な連携ができる仕組みとなっております。

3点目の事務や経費負担を強いられるのではに対しましては、ビジョンによっては必要に応じ連携市町に対しても負担が生じますが、中枢都市が主として事務的なことも経費も負担をいたします。

小川議員も指摘されておりますこれまでの生活行政圏との兼ね合いもありますが、国の制度の仕組みとしては、岐阜市が連携中枢都市の要件を満たしており、さらに国の要綱においては岐阜市への結びつきが強い通勤・通学が10%以上ある市町村が原則的には連携対象となってくるため、これまでのつき合いのある圏域を越えるつながりを国が想定しているということはやむを得ないところもあると思います。

このたびの岐阜市を中枢とします連携都市圏へは、本年度当初に岐阜市より参加の意向につきまして照会がありました。本町では、位置的にも岐阜市、大垣市の間であり、岐阜市へは大垣市に次ぐ約1,000人の通勤・通学者が見えます。また、圏域を越えた瑞穂市とのバスの新規路線計画もあり、新たな活性化の糸口を見出せないかとの思いもあり、前向きに検討させていただきたいと思っておりました。

議会全員協議会では、具体的なメリットに対する御質問もございましたが、漠然とした思いは持っておりますが、確たるメリット、効果をお示しすることは今後の連携都市圏ビジョンの策定をする中で具体化されると考えておりました。

都市圏の今後の予定は、本年6月末に岐阜連携都市圏推進会議が立ち上がり、その後、岐阜市が連携中枢都市宣言をされます。最終的には、各市町が9月前後の議会で連携協約の議決を受けることとなります。6月に入り、各分野の調整が始まり、本町から職員が参加しておりますが、出席した職員からは、岐阜県域での事業を中心として議論が進められている中で、安八町として意見を出していく上では職員同士が顔なじみになることや、制度及び岐

阜市の状況や他市町の状況などについて、まずはしっかり情報収集をした上で議論に参加できる状況にしていくことが重要ではないかと、そういった報告も受けております。

国の広域連携の促進策である連携中枢都市圏制度を活用することは、今すぐということではないにしても、将来の安八町にメリットをもたらすと思われませんが、ただ一方、安八町として町民の皆様にも成果を感じていただき、また議会の皆様にも十分御理解をいただくことが重要でございます。

また、参加を見送られる自治体にあってはオブザーバー参加をしていくところもあるとお聞きする中で、安八町も同じようにオブザーバーという形で参加していくことで今後の広域連携を考えていきたいと思っております。

以上、小川議員への回答とさせていただきます。と思います。

〔5番議員挙手〕

議長 小川文雄君。

5番 御答弁ありがとうございました。

新聞に関しましては、載ってしまったことですのでやむを得ないかなというふうに思いますが、もう少し、これ安八町の将来を決する重要な案件でございますので、安直に新聞に載って、町の方針はこういうふうですよなんていう、全く議会は何のためにあるかということになりかねませんので、ここらあたりのガードは、いま一度、この案件だけじゃないですよ。ほかのいろんな案件があると思いますが、慎重にしていきたい。

マスコミさんの協力を得て事業のPRするという事は非常にいいことですよ。でも、こういうことに関して、決めた、決めんという話になりますと、そんな簡単なものではありませんので、それだけは今後十二分にガードを固めていただいて対応していただきたいと本当に思います。

それから、この連携構想にオブザーバーとして参加しますよと。それはそれで結構ですが、この制度といいますのは、確かに中枢都市岐阜市が活性化すれば周りがおこぼれ頂戴でいいですよという発想かもしれませんが、少なくとも安八町の場合は西濃圏域にあって、西濃文化でここまで来た中であって、どうなんでしょうかね。

私はちょっと、この話を前向きに進めていくということに関しては、私個人的には非常に違和感がある。むしろ、参加をしない方向で検討して、やっ

ぱり参加したほうがいいというスタンスでオブザーバー参加をしていただくのならいいですけどね。参加ありきでオブザーバーと、もう次の日に一緒にやりましょうや、そうですね、そういうふうになりかねませんので、特に顔見知りなら話がしやすいから参加しますよなんて説明がありましたが、とんでもないですよ。顔なじみになったら、熊手でいらっしやい、いらっしやいになりますよ、こんなのは逆に。だから、その構想が第五次総と連動して本当に安八町の活性化につながるような事業がぼんぼんと出てくればいいですよ。そこらあたりを私は一番心配するんです。

それからもう一つ、余分なことですが、政令が17あると言いましたですけど、少なくとも私、4市か5市のこの協約の判こを押したやつを見ました。何が書いてあると思いますか。みんな、協力して推進します、中枢都市と協力して推進しますですよ。項目は全部一緒ですよ。市町の区別はありませんよ。そんな協約ですよ、結ぶとするのは。だから、安八町の特徴というか、安八町の思いをどれだけそんな協約に結べるかといったら、恐らく金太郎あめで同じになっちゃうと思いますよ。

だから、もし本当に真剣にやったほうがいいとお考えなら、もっともっと調査をし、研究をし、そんな時の流れで熱病みたいになるような案件じゃないですよ、これは。ということを私は強く申し上げて、回答は要りませんので、よろしくお願ひしたいということで質問を終わります。

議長 御苦労さんでした。

以上で一般質問を終わります。

これからお昼の休憩に入りたいと思いますが、1時30分から再開をいたしますので、よろしくお願ひをいたします。

(午後0時00分 休憩)

(午後1時27分 再開)

議長 再開をいたしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 日程第3、委員会報告を行います。

議事に入る前に、付託事件を審査していただきましたので、報告を求めます。

まず初めに、スマートインターチェンジ建設促進特別委員会の報告を求め

ます。

委員長 渡邊明博君。

10番 それでは、スマートインターチェンジ建設促進特別委員会の委員会報告を申し上げます。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記として、日時、平成29年6月13日火曜日、午前11時10分から行いました。

出席者は、委員全員、関係執行部のうち、岡田建設課長兼スマートインターチェンジ建設推進室長、堀会計管理者兼税務課長が特別休暇のため欠席をされておりました。代理者として、堀建設課主幹、梅村税務課長補佐が出席をされました。

付託事件及び審査の結果でございますが、議第27号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会にかかわる部分を全員一致で原案どおり承認いたしました。

少数意見の留保の有無はありません。

その他といたしまして、これもございませんでした。

以上で、委員会報告を終わらせていただきます。

議長 続きまして、議会改革特別委員長、総務産建委員長 古澤榮一君。

8番 それでは、報告させていただきます。

安八町議会議長 山中美恵子様。議会改革特別委員会委員長 古澤榮一。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記1. 日時、平成29年6月13日火曜日、午前11時25分から。

2. 出席者、委員全員及び議会事務局長。

3. 事件及び審査の結果。

5月10日から12日の3日間にわたり、町民の意思を的確に反映できる議会を確立するために、今年度で3回目となる平成29年度の議会報告会を開催しました。

今回の報告内容としては、1. 平成28年度の議会活動報告、2. 平成29年度の重点事業について報告をしました。また、3会場合わせて合計100名の参加者があり、御意見や提言を15名からいただきました。

本委員会では、各会場での質疑応答内容を確認し、その結果について、8月発行の議会だよりから掲載することにし、また来年度の議会報告会の開催の方法等について、今後検討していくことにしました。

4. 少数意見の留保の有無はなしでございます。

その他、なしでございます。

次に、総務産建常任委員会の報告をさせていただきます。

安八町議会議長 山中美恵子様。総務産建常任委員会委員長 古澤榮一。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記、1. 日時、平成29年6月15日木曜日、午後1時30分から。

2. 出席者、委員全員及び関係執行部のうち、堀会計管理者兼税務課長が特別休暇のため欠席でございました。

3. 付託事件及び審査の結果。

議第25号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定、並びに議第26号 安八町火災予防条例を廃止する条例制定については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

また、議第27号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会にかかわる部分を全員一致で原案どおり承認しました。

4. 少数意見の留保はございません。

5. その他、現地視察として、建設課の平成29年度事業であります道路新設改良事業の県道安八海津線の交差点改良工事箇所と、都市計画整備道路改良事業の中・牧地内の道路改良工事や舗装工事箇所を視察しました。また、平成29年度に入ってから、南條地区の県道安八平田線において交通事故が多発している危険箇所、交差点箇所の視察をいたしました。

以上でございます。

議長 続きまして、民生文教委員長 碓井昭夫君。

2 番 過日行われました民生文教常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をさせていただきます。

日時でございますけれども、平成29年6月14日水曜日、午後1時30分から。

出席者は、委員全員と関係執行部全員の参加がございました。

3の付託事件及び審査の結果でございますけれども、議第27号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会にかかわる部分を全員一致で原案どおり承認をいたしました。

議第28号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

少数意見留保の有無でございますけれども、ございません。

その他でございます。会議終了後、現地視察として、結小学校の施設整備箇所、空調設備、トイレ改修、エレベーター設置を視察し、設計業者、施工業者より説明をいただきました。

以上でございます。

議長 以上で委員会報告を終わります。

議長 日程第4、議第25号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について、質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第25号は原案どおり可決しました。

議長 日程第5、議第26号 安八町火災予防条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第26号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第6、議第27号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第27号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第7、議第28号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第28号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第8、議第29号 安八町農業委員会委員の任命につき、少なくとも4分の1を認定農業者等とすることの同意についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町 長 それでは、議第29号につきまして、朗読、提案説明をさせていただきます。

議第29号 安八町農業委員会委員の任命につき、少なくとも4分の1を認

定農業者等とすることの同意について。

農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定に基づき、農業委員の少なくとも4分の1を認定農業者及び準ずる者とするについて、本町議会の同意を求めるものとする。

平成29年6月23日提出、安八郡安八町長 堀正。

提案説明といたしまして、委員の過半数を認定農業者及び準ずる者が占めることとする規定を満たしていないため、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号を適用する場合は、本町議会の同意を得る必要があるためであります。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第29号は原案どおり可決しました。

議長 日程第9、議第30号 安八町農業委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町長 それでは、議第30号につきまして、朗読、提案させていただきます。

議第30号 安八町農業委員会委員の任命同意について。

本町農業委員会委員を次のとおり任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、本町議会の同意を求めるものとする。

平成29年6月23日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、お一人目、住所、安八町西結498番地、氏名、高田孝夫、生年月日、昭和24年12月25日生まれ。

2人目、住所、安八町西結677番地、氏名、臼井幸久、生年月日、昭和26年1月1日生まれ。

3人目です。住所、安八町東結677番地の1、氏名、棚橋孝光、生年月日、昭和27年3月4日生まれ。

4人目、住所、安八郡西結2063番地、氏名、渡部英晴、生年月日、昭和19年9月6日生まれ。

5人目、住所、安八町森部444番地、氏名、山北一夫、生年月日、昭和20年3月20日生まれ。

続きまして、住所、安八町大神明690番地、氏名、岩田正孝、生年月日、昭和19年6月13日生まれ。

続きまして、住所、安八町氷取1177番地、氏名、栞原宏行、生年月日、昭和34年7月1日生まれ。

続きまして、住所、安八町大野123番地の1、氏名、高木安三、生年月日、昭和25年5月30日生まれ。

続きまして、住所、安八町南條517番地の1、氏名、西松久夫、生年月日、昭和25年6月15日生まれ。

続きまして、住所、安八町中1415番地、氏名、坂英臣、生年月日、昭和19年6月18日生まれ。

続きまして、住所、安八町牧903番地、氏名、渡邊明博、生年月日、昭和22年1月7日生まれ。

続きまして、住所、安八町牧1846番地、氏名、金森拡、生年月日、昭和39年1月2日生まれ。

続きまして、住所、安八町中須144番地の3、氏名、高木隆、生年月日、昭和29年4月7日生まれ。

最後に、住所、安八町氷取212番地、氏名、岩田博子、生年月日、昭和28年6月16日生まれ。

以上、14名の方でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長 本件のうち、渡邊明博君の一身上に関する事件が含まれているため、地方自治法第117条の規定により渡邊明博君の退場を求めます。

〔10番 渡邊明博君 退場〕

議 長 本件のうち、渡邊明博君の任命同意については、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件のうち、渡邊明博君の任命同意について、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第30号のうち、渡邊明博君の任命同意は原案どおり同意することに決定をいたしました。

〔10番 渡邊明博君 入場・着席〕

議 長 続きまして、本件のうち、渡邊明博君を除く者の任命同意については、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件のうち、渡邊明博君を除く者の任命同意について、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第30号のうち、渡邊明博君を除く者の任命同意は原案どおり同意することに決定をいたしました。

議 長 日程第10、報第3号 平成28年度安八郡安八町土地開発公社決算報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

企画調整課長 大平共美。

企画調整課長 報第3号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

報第3号 平成28年度安八郡安八町土地開発公社決算報告について。

平成28年度安八郡安八町土地開発公社決算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものとする。

平成29年6月23日提出、安八郡安八町長。

お手元の安八町土地開発公社決算報告書をごらん願います。

1ページ目をお願いいたします。

総括事項でございます。「安八町第五次総合計画」の基本理念を踏まえ、公社経営の健全化並びに企業誘致の推進に努めてまいりました。

続きまして、理事会での議決事項でございます。4議案を御審議いただき、全て議決・承認をいただいております。

1枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、理事及び監事の就任の状況でございます。

3ページをお願いします。

損益計算書でございます。単位は円でございます。

1. 事業収益、1億8,957万8,179円。

2の事業原価、2億164万8,414円でございます。事業総損失は1,207万235円でございます。内容につきましては、各個人及び企業への土地売却でございます。また、附帯等事業につきましては、公社所有地の賃料でございます。

3の販売費及び一般管理費でございますが、完成土地等に係る造成工事代並びに鑑定評価代等で540万7,382円。事業損失は1,747万7,617円でございます。

4の事業外収益、受取利息は預金利息で、また雑収益は町からの公社運営補助金でございます。事業外収益の合計は5,023万9,494円となっております。

5の事業外費用、支払利息は101万6,602円、特定土地と完成土地等に係ります借入金の利息でございます。差し引きして、経常利益3,174万5,275円となっております。

当期純利益3,174万5,275円となり、前期繰越欠損金5億93万6,827円、合わせまして欠損金合計4億6,919万1,552円となっております。

4ページ目をお願いします。

貸借対照表でございます。こちらも単位は円でございます。

資産の関係でございます。

1の流動資産と2の固定資産、定期預金及び3. 長期未収金でございますが、資産合計は7億9,080万8,448円でございます。

続きまして、負債の関係でございますが、2の固定負債、長期借入金でございます。負債合計12億5,500万円となっております。

続きまして、資本の関係でございますが、1の資本金としまして500万円、2は欠損金でございますが、5億93万6,827円でございます。合わせまして資本合計はマイナスの4億6,419万1,552円となっております。

よって、負債資本合計は7億9,080万8,448円でございます。

5ページをお願いします。

キャッシュフロー計算書でございます。1年間の現金の動きをあらわすも

のでございます。

1の事業活動によるものでは、土地の移動等に伴う土地の売買、支払利息などで、合わせまして2億3,711万3,399円。3の財務活動につきましては、長期借入金の関係でマイナスの2億3,700万円となっております。

期首の残高に合わせまして、最下段6でございますが、期末の現金残高は1,423万1,610円となっております。

6ページの財産目録は、先ほどの4ページ、貸借対照表と内容は同じですので省略させていただきます。

7ページをお願いします。

欠損金処理計算書でございます。

前期繰越欠損金、当期純利益、合わせまして4億6,919万1,552円、こちらを全額次年度に繰り越すものでございます。

以下、8ページ以降になりますが、土地の移動明細、また次のページからは期末繰越明細のほうを添付させていただいております。

以上、平成28年度安八町土地開発公社の決算報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 本件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、報第3号 平成28年度安八郡安八町土地開発公社決算報告についてを終わります。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして平成29年第2回安八町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さんでございました。

(閉会時間 午後1時58分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年6月23日

議 長 山 中 美 恵 子

議 員 安 井 忠

議 員 小 川 文 雄